

著書出版助成に関する監修委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人KDDI財団（以下、「財団」という。）が実施する著書出版助成（以下、「助成」という。）において、Nextcom誌の監修委員会が担う役割や手続等について定めることを目的とする。

(財団における規程との関係等)

第2条 著書出版助成にあたっては、財団が定める「著書出版・海外学会等参加助成規程」による他、本規程の定めによる。

(申請対象者)

第3条 過去5年間にNextcom誌に掲載された論文の著者であり、以下の各号いずれかに該当する者は、次条第1項の定める助成を申請することができる。

- ① 情報通信の制度・政策に関連する論文（情報通信との比較等のために掲載された他公益事業に関する論文等を含む。）の著者
 - ② ①の事項につき著者が口述したものをNextcom誌の編集側が文章化した論文の著者
- 2 前項にかかわらず、第4条第1項の定める申請日において、以下各号のいずれかに該当する者は、次条第1項の定める助成を申請することができない。
- ① 監修委員会委員
 - ② 過去2年以内に監修委員会の委員であった者
 - ③ KDDIグループ関係者

(申請書の提出)

第4条 助成を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、監修委員会が別に定める「著書出版助成申請書」を、監修委員会が別に定める期間内に、監修委員会及びKDDI財団に提出しなければならない。

(助成対象者)

第5条 監修委員会は、第3条の定める申請対象者であって、以下各号のいずれかに該当する者のうち、助成の価値があると判断される者を、以下の順序に従い、助成対象者として財団に推薦する。

- A 以下①又は②のいずれかに該当するもの。
 - ① 情報通信の制度・政策に関連する単行本の著作者（単著又は共著）。ただし、編集者及び翻訳者は除く。
 - ② 情報通信の制度・政策に関連する研究書（博士論文を含む）の著作者。
 - B 情報通信の制度・政策に関連する単行本の編者（編著）又は翻訳者。
- 2 前項第A号第①号又は第②号の著作者は、申請書において「優先分類」での申請であることを明示することができる。
- 3 第1項第A号第②号の著作者は、申請に当たり、出版予定原稿を提出すること等により、自己が第1項第A号第②号の助成対象者に該当することを証明しなければならない。
- 4 申請者は、前各項による他、任意で、自己が予定している著書出版の実現可能性を説明する資料や、助成の必要性を説明する資料を添付することができる。

(助成の対象)

第6条 助成の対象は、以下の経費とする。監修委員会は、以下の経費のうち助成が相当と認められる金額を財団に提示する。

- ① 直接経費（編集（図表作成費用を含む）、校閲、印刷、製本、用紙代等）
ただし初版第1刷を対象とし、その印刷部数は2000部以下とする。

- ② 翻訳書に関する著作権の取得費
- ③ 献本購入費及び送料（総助成額の30%以内に限る）

（推薦の手続）

第7条 監修委員会は、第5条による推薦を行う際、事前に口頭又は電子メール等により本人の承諾を得る。

- 2 監修委員会は、前項の推薦を行うにあたり、申請者に対し、申請金額その他を指定し、または、修正を求めることができる。
- 3 前項の場合、申請者が指定ないし修正に応じないときは、監修委員会は、推薦を取り消すことができる。この場合、監修委員会は、次点以降の申請者を繰り上げて推薦することができる。

（給付対象者の義務）

第8条 給付対象となった出版物に起因して著作権その他の知的財産権侵害に関する紛争が発生した場合、給付対象者が自ら当該紛争を解決し、監修委員会（監修委員会が属する株式会社KDDI総合研究所を含む）に一切の負担をかけない。

（その他）

第9条 本規程により難しい事情がある場合、監修委員会は、本規程の目的に反しない限度で、本規程を実情に応じ改訂して適用することができる。

- 2 財団が助成を決定した後、申請書等に記載された計画を変更しようとする場合、助成対象者は、監修委員会を通じて財団の承認を得なければならない。

（実施細目）

第10条 この規程の実施について必要な事項は、監修委員会が別に定める。

（附則）

- 1 日本語で規定された申請書その他書類等は、同旨の英語によるものをもって代えることができる。
- 2 この規程は、監修委員会決定を経て、2010年7月1日から施行する。
- 3 この規程は、監修委員会決定を経て、2011年5月23日から施行する。
- 4 この規程は、監修委員会決定を経て、2014年10月31日から施行する。
- 5 この規程は、監修委員会決定を経て、2017年3月1日から施行する